◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二八年度における改定率を、〇・九七八とすることとした。

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（厚生労働省）

1　社会保険審査官を増員し、定数を一〇三人とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一八〇号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正関係

1　平成二八年度から、国民健康保険組合に対する国庫補助の額を当該国民健康保険組合の財政力に応じたものとすることに伴い、国民健康保険組合の特別積立金及び給付費等支払準備金の額について、規定の整備を行うこととした。（第一九条及び第二〇条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　国民健康保険組合に対する国庫補助の額の算定方法について、規定の整備を行うこととした。（第五条関係）

2　平成二八年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、三分の二を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、国民健康保険組合に対する国庫補助の額の算定方法について、規定の整備を行うこととした。（附則第一五条関係）

三　健康保険法施行令の一部改正関係

1　傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するに至る日における傷病手当金の支給額の調整方法を定めることとした。（第三六条の二関係）

2　患者申出療養を保険外併用療養費の支給対象とすることに伴い、高額療養費の支給要件について、規定の整備を行うこととした。（第四一条第一項第一号ロ関係）

四　船員保険法施行令の一部改正関係

三の1及び2に準じた改正を行うこととした。（第四条の二及び第八条第一項第一号ロ関係）

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

1　高額療養費の支給要件について、三の2に準じた改正を行うこととした。（第一四条第一項第一号ハ関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

六　健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

平成二八年度及び平成二九年度の老人保健拠出金に係る規定について、規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第二七条関係）

七　健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の調整を行う期限を平成三二年三月三一日とした。（附則第四条関係）

八　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

法律

地方税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十三号

地方税法等の一部を改正する等の法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

第十条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、「定めるもの」の下に「に対する同項の規定の適用」を、「日で」の下に「地方団体の」を加え、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改め、第一章第三節中同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務）

第十条の三　合併又は分割（以下この条において「合併等」という。）を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負う。

第十一条の五中「掲げる者」を「定める者」に、「、次条及び第十一条の七」を「及び次条」に改める。

第十一条の七中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社（」を「被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社をいい、」に改め、「（以下次条において「親族その他の特殊関係者」という。）」及び「同一とみられる場所において」を削り、「（取得財産を含む。）を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第十一条の八中「、政令」を「政令」に、「免かれた」を「免れた」に、「親族その他の特殊関係者」を「親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの」に改める。

第十四条の九第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とする。」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人（以下この号において「分割法人」という。）に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の地方税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、又は納入する義務に係る地方税（当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る。）

当該判決が確定した日

第十四条の九第二項中「場合は」を「場合には」に、「掲げる日」を「定める期限又は日」に改め、同項第五号中「同じ。）」を「同じ。）　次に掲げる個人の市町村民税の区分に応じそれぞれ次に定める期限又は日」に改める。